

論点の整理

<問題認識 - 何故、今模倣品・海賊版対策が必要なのか>

(被害の拡大)

海外での模倣品被害があらゆる業種で近年増加。
模倣内容も商標から意匠・特許等に拡大し、高度技術化、大規模流通化が進展。
国内への流入(水際での差止件数)も近年急増。

(権利者・消費者の利益阻害)

模倣品は権利者が本来得るべき利益を奪い、また、新たな知的財産の創造意欲を減退させる。
消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、また消費者の利益も害する。
国際市場における企業間の適正な競争を著しく阻害する。

我が国政府の外国市場対策の強化

<基本認識>

侵害発生国の政府に対する制度改善の要求や当局への取締要請は、企業の努力だけでは難しいため、政府の支援が不可欠。
模倣品・海賊版は高度技術化、大規模流通化が進展、さらにアジアから世界中へ拡散。
世界の競争秩序の維持、日本の産業競争力維持強化の観点から、模倣品・海賊版問題を知財保護問題としてはもとより、世界の通商問題として再認識し対策を強化すべき。

1. 侵害発生国への対策の強化

1-1. 政府による支援の強化

(海外での企業支援)

(1) 我が国企業の海外での対策・活動に対する政府の支援をどのように強化すべきか

現地大使館が、個別の侵害事実などを把握し、取締当局の対応状況のフォローや当局への要請など支援活動をきめ細かに行うべきではないか

海外での中小企業等の権利行使(調査、当局への要請、訴訟等)についての相談、助言や具体的支援を強化すべきではないか

(侵害発生国への要請)

(2) 侵害発生国に対して具体的な制度改善や取締りの実効ある強化を政府として要請すべきではないか

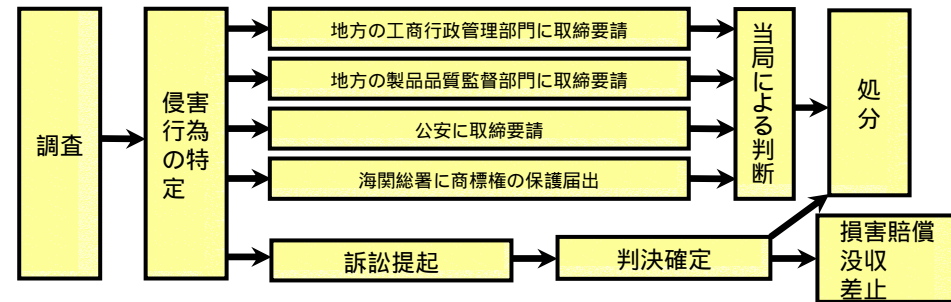
(1) - A. 在外公館日本企業支援窓口

積極的に日本企業の利益を保護し、増進することを目的として平成11年に設立された窓口。全ての在外公館(196ヶ所)に設置されている。

現地政府、当局に対する是正の申入れ実績(2003年4月~9月)

	全地域		アジア地域	
税制、規制、裁判、入札、査証、治安強化など	174件	97.2%	41件	97.6%
知的財産権保護	5件	2.8%	1件	2.4%

(1) - B. 中国での模倣品・海賊版対策の流れ(商標権侵害の例)



(2) - A. 中小企業の模倣品・海賊版対策の実態

中小企業等が単独で、権利取得、被害実態の調査、権利行使、中央・地方の取締当局への要請、訴訟提起等を行うことは、費用、人材等の面で実際は難しいのが実態。

(2) - B. 中国政府への制度改善・取締強化に関する要望例

(制度改善に関する要望)

- ・意匠の審査制度、部分意匠制度等の導入
- ・商品の形態模倣の禁止
- ・商品の内部構造の模倣の禁止
- ・特許及び意匠の新規性の判断基準に世界公用を導入
- ・外国企業への著名商標の登録認定
- ・税関取締りでの権利者の負担軽減(担保金減額、鑑定期間の長期化等)
- ・公安の取締り基準の緩和

(取締強化に関する要望)

- ・著作権管理局による取締りの迅速化
- ・再犯に関する厳格な取締り(再犯者に対する損害賠償の高額化、刑事罰の強化、再犯者のブラックリスト化等)
- ・模倣しないマインドを育てる啓発活動の推進

(侵害状況調査)

(3) 侵害発生国における模倣品・海賊版の被害及び対策の状況を把握し、それをフィードバックする枠組みが必要ではないか

侵害発生国における模倣品・海賊版の被害及び対策の状況などをまとめた報告書を定期的に作成し、それに基づいて政府として対策がとれる仕組み(米国の例)

企業・民間団体からの申立てを基に、政府が調査を実施するような仕組み(欧州の例)

1- 2. 二国間の枠組みの活用

(FTA等の活用)

(4) FTA(自由貿易協定)や投資協定を活用する等、二国間で模倣品・海賊版問題の協議を進めるべきではないか

FTAには、法制度の整備に留まらず、実効的なエンフォースメントの確保という観点から条項を盛り込むべきではないか

その他の二国間協議においても、キャパシティー・ビルディングの協力とも絡めて、個別事例を取上げるなど、戦略的かつきめの細かい対応を行うことが必要ではないか

(欧米との連携)

(5) 侵害発生国への働きかけをより有効に行うため、米国及び欧州との連携をどのように強化すべきか

2. 多国間での取組の強化

(多国間取組)

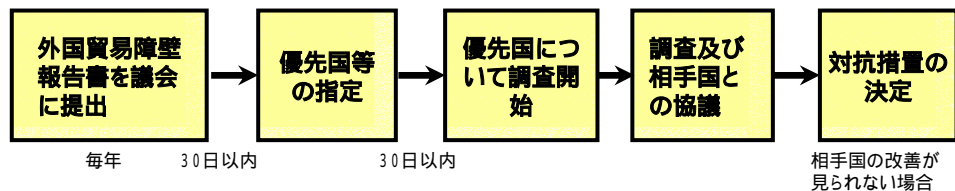
(6) 「世界の通商問題」として、多国間交渉の枠組みの中で模倣品・海賊版問題の協議を進めるべきではないか

(4) 日シンガポールFTA・米シンガポールFTAの比較

	日・シンガポールFTA (2002年11月30日発効)	米・シンガポールFTA (2004年1月1日発効)
エンフォースメント 関連条項数	知的財産権関連5条のうち、エンフォースメント強化のみを目的とする規定なし。	知的財産権関連65条項のうち、「エンフォースメント」部分は22条項。
エンフォースメント に関する主な規定	————— (一般的な協議の枠組みは存在)	・人的・物的資源の配分の決定のみでは、エンフォースメント確保には不十分 ・損害賠償額の算定方法の明確化 ・再犯防止のための十分な罰金の賦課 ・商標権侵害品のマークを外したのみでの流通は認めず

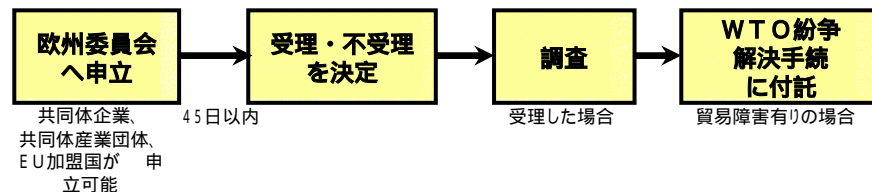
(3) 米国スペシャル301条の概要

- ・知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国に対して改善を求めるための制度。(1988年)
- ・米国通商代表部(USTR)は、「優先国」、「306条監視国」、「優先監視国」、「監視国」を毎年指定。
- ・「優先国」についてはUSTRに調査開始を義務づけることで、手続を自動化。



(3) 欧州TBR(貿易障害規則)の概要

- ・EU加盟国の通商を妨げる外国の貿易障害を排除するための制度。(1995年)
- ・物品、サービスだけでなく、知的財産権も対象。
- ・EU加盟国だけでなく、個別企業、産業団体からの申立によっても調査を開始。
- ・貿易障害が有る場合には、WTO紛争解決手続に持ち込むことを義務づけ。



(6) 通商問題や知財問題を扱う国際機関・フォーラム

	加盟国	概要・設立目的等
WTO (世界貿易機関)	146ヶ国	・多角的貿易体制の維持・強化 ・TRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
WIPO (世界知的所有権機関)	179ヶ国	・国際的な知的所有権保護の促進 ・パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約(PCT)等
APEC (アジア太平洋経済協力)	21ヶ国・地域	・アジア太平洋地域における政府間地域協力 ・昨年10月のAPEC首脳宣言・閣僚宣言において知的財産権の保護を盛り込む
G8サミット	米、英、仏、独、伊、日、加、露	・主要先進国の首脳会議 ・WTOルールの強化等、貿易問題、医薬品特許問題、テロ対策、地球環境問題等

水際での取締りの強化

1. 侵害判断が困難な貨物の取締りの強化

< 基本認識 >

海外で製造された特許権侵害品等が日本国内に流入し始めているため、水際での特許権侵害品等の取締り強化が必要。
特許権侵害品等は製品の外観から侵害を判断することは難しく、当事者の主張に基づき、専門的に対処しなければ侵害判断は困難。
水際手続きは、簡便・迅速であり、かつ当該輸入者だけでなく同一製品を輸入する他の輸入者についても差し止められる制度であることが重要。

(侵害判断・差止め)

(7) 特許権侵害品等の侵害判断・差止めを、当事者の主張に基づき専門的にかつ簡便・迅速に行えるような制度が必要ではないか

特許権侵害品等の侵害判断を当事者の主張に基づき専門的に行うために、どのような仕組みが実効的であるか

(ア) 裁判所の侵害判断に基づき、仮処分命令が出された場合には、税関の差止めがなされるような仕組みとする(ドイツの例)

(イ) 税関による侵害認定手続の中に、当事者の主張に基づいて独立して専門的な侵害判断ができる仕組みを導入する

(ウ) 当事者の主張に基づいて専門的な侵害判断をする特別の判定機関を設ける(米国の例)

輸入貨物が侵害品と判断された場合には、当該輸入者のみならず、同一製品を輸入する他の輸入者に対しても差止めが行える仕組みが必要ではないか(米国の例)

(サンプル提供)

(8) 侵害の立証を容易にするため、権利者による疑義貨物のサンプル取得とその解析を認めるべきではないか(EUの例)

(疑義貨物の留置)

(9) 模倣品差止めを実効的に行うため、仮処分申請(供託金の提供)により、疑義貨物の通関を一定期間禁止する仕組みが必要ではないか(ドイツの例)

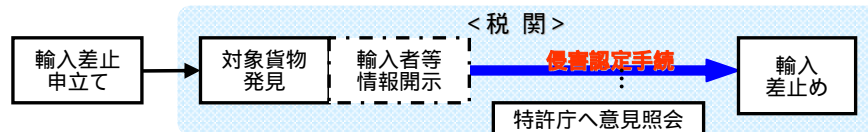
(7)~(9) 特許権侵害品の水際取締り(日米独比較)

	日本 税関	米国 ITC	ドイツ 裁判所
侵害判断機関			
当事者の主張に基づいた 専門的な侵害判断	1		
当該輸入者に関係なく 同一製品の輸入差止	2	(一般排除命令)	
サンプル提供	×		
仮処分による 通関解放停止	×	×	

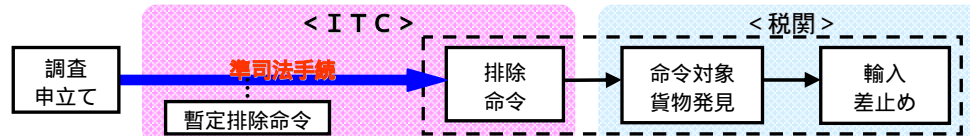
- 税関における侵害認定手続においては、当事者同士が直接対面することはない。なお、特許庁への意見照会制度がある(照会期間は30日。2003年4月に制度導入。利用実績はなし)。
- 米国ITCの一般排除命令のような制度はないが、税関長の職権により当該輸入者以外の輸入の取締りが可能である。

(7)、(9) - A. 特許権侵害品の水際取締りの流れ(日米独比較)

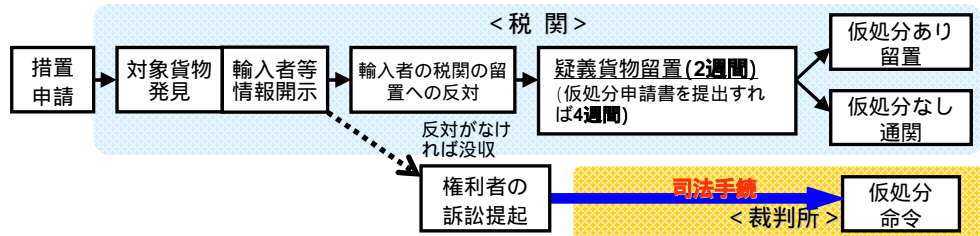
日本(税関)(関税定率法第21条)



米国(ITC)(米関税法第337条)



ドイツ(税関及び裁判所)(独特許法第142a条、EC理事会規則 No3295/94)



(7)、(9) - B. TRIPS協定(第53条抜粋)

「意匠、特許…に関して、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限ある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第55条に規定する暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者…は、…担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。」

(8) EC理事会規則 No1383/2003(第9条抜粋) 2004年7月より施行

「税関官署は、物品の検査の際、サンプルを採取することができ、また、権利者の明示の要請があれば、加盟国で適用されている国内法上の規定に従い、サンプルを権利者に対し手交ないし送付することができる。ただし、このサンプルの目的は、分析を行い、その後とる手続きの促進を図ることに限定される。」

- 2 . 商標権侵害品等の取締りの強化

1 . 模倣品の流通態様に応じた取締りの強化

(個人輸入、小口貨物輸入の取締り)

(10) 並行輸入や個人輸入と偽った又は小口貨物を利用した模倣品・海賊版の輸について、取締りを実効的に行うために検査体制を強化すべきではないか

(マーク切除製品の取締り)

(11) 偽ブランド品の税関でのマーク切除の輸入も取り締まるべきではないか

(部分品輸入の取締り)

(12) 意匠権侵害品の税関での部品取り外しの輸入も取り締まるべきではないか

(形態模倣品の取締り)

(13) 形態模倣品や周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品の海外からの輸入を税関が取り締まるべきではないか

2 . 個人輸入等の取締りの強化

(個人輸入・所持の取締り)

(14) 模倣品は社会悪であることを国民に明確にするとともに、模倣品が氾濫することを防止する観点から、個人使用目的も含め、偽ブランド品の個人輸入や国内における所持を禁止すべきではないか

(13) 不正競争防止法と水際規制

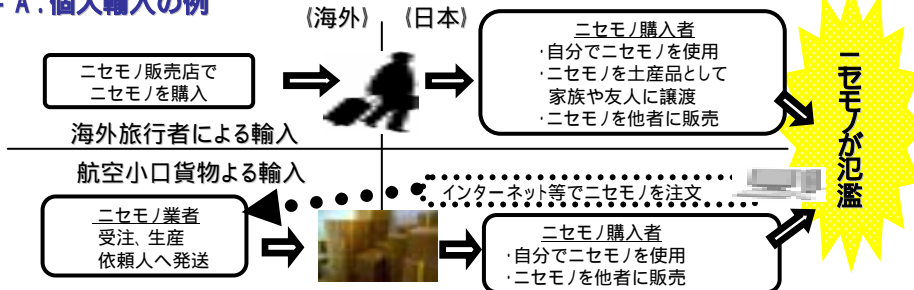
・関税定率法 第21条

「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」

不正競争防止法違反物品は含まれず(形態模倣品等は輸入禁制品に該当しない)

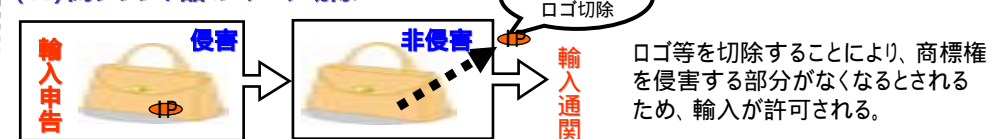
(14) - A . 個人輸入の例



(14) - B . 個人使用目的による偽ブランド品の輸入への規制の実態(日米仏比較)

日本	「業として」輸入されるものでないものは輸入可
米国	1人につき1個までは輸入可 (関税法526条(d)、連邦規則148-55、税関通達2310-001A)
フランス	個数に拘らず全て税関で没収 (知財法典716条8)

(11) 偽ブランド品のマーク切除



・大阪地判S57.2.26 CARTIER事件

「標章のみを抹消することも可能であると認められるので、右対象物品そのものの廃棄は行きすぎである。」

・TRIPS協定第46条抜粋

「不正商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」

・関税定率法基本通達 21 - 9(自発的処理) 抜粋

「輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。
(ホ)侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正(例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。)」

(12) 意匠権侵害品の部品取外し



・特許法 第101条 抜粋

「次に掲げる行為は、当該特許権・・・を侵害するものとみなす。

- ・・・その物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、・・・輸入・・・する行為」

(14) - C . 個人輸入 関連法規

・商標法 第2条(定義等) 抜粋

「1 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの、

・関税定率法基本通達 21-6抜粋

「次の物品は、知的財産権の侵害とならないので留意する。
(1)業として輸入されるものではないもの」

(14) - D . フランス知的財産法典(ロンゲ法)

・税関での取扱い(716条8抜粋)

「税関当局は登録標章の権利者又は独占的使用権の受益者からの書面による請求に基づき、上記権利者又は受益者がそれらの者が登録している、又はその使用について独占的使用権を享受している標章についての権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。」

・刑事罰(716条10抜粋)

「次に掲げる行為を行った者には、前条に定める刑罰を課す。

- (a)合法的理由なしに、権利を侵害をしている標章が付されている商品を所持すること、又は当該標章に基づく商品若しくは役務に関して、意図的に販売、・・・を行ったこと、

国内での取締りの強化

< 基本認識 >

オークションサイト等に偽ブランド品が蔓延するなど、国内においても取締りを強化する必要。
ノウハウ等の流出防止対策も重要。

1. インターネットを利用した模倣品売買の取締りの強化

(オークション取締り)

(15) 模倣品の氾濫を防止するため、インターネット通販・オークションサイト等を利用した偽ブランド品売買の取締りをどのように強化すべきか

2. 商品の形態模倣の規制の強化

(内部形態模倣)

(16) 商品の内部構造の模倣の規制を強化すべきではないか

(形態模倣)

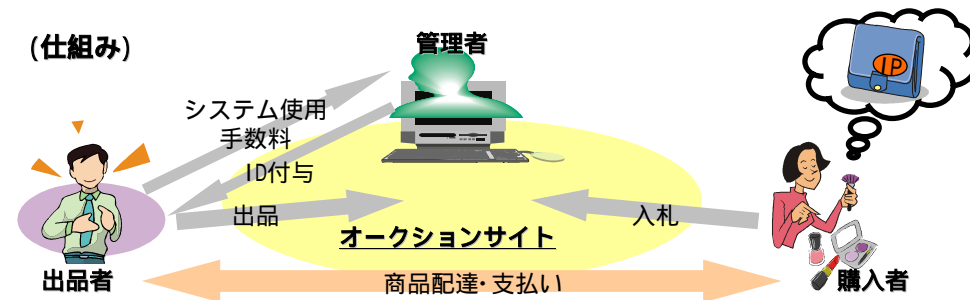
(17) 商品の形態模倣禁止期間(3年間)を延長又は廃止すべきではないか

3. ノウハウ等の流出防止対策

(ノウハウ流出防止)

(18) ノウハウや設計図面などの海外への流出を防ぐため、どのような対策を講ずる必要があるか

(15) インターネットオークションの仕組み



(出品画面のイメージ)

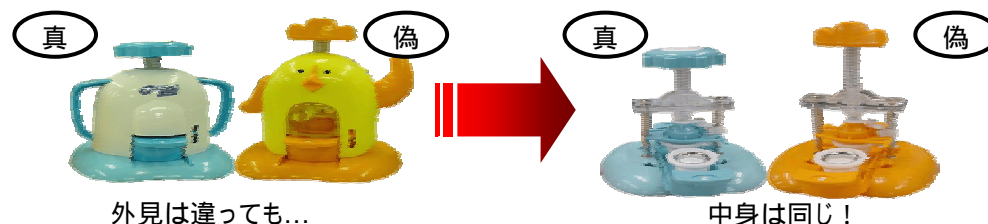
希少品!! バッグ限定版!!

現在の価格 10,000円 残り時間 3日
最低価格 10円

絶対オススメ品です。希少価値!

人気のロゴマーク入り限定品!
未鑑定品です。正規外品ですので、神経質な方の入札はご遠慮ください。

(16) 内部構造の形態模倣の例



(16)、(17)不正競争防止法 第2条抜粋

「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

3 他人の商品(最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く。)の形態を模倣した商品を譲渡し、・・・輸入する行為」

(18) ノウハウ等の流出防止対策

「営業秘密管理指針」(2003年1月 経済産業省)

- 技術情報や経営情報等の権利化されない有用な秘密情報の管理

「技術流出防止指針」(2003年3月 経済産業省)

- 知的財産保護の弱い地域等における意図せざる技術流出を防止

官民の体制の強化

(政府の連携体制)

(19) 外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、個別案件の処理、各種情報の収集・分析及びそれらに基づく対外交渉、さらにはそれらの関係者へのフィードバック、政策への反映を可能とするよう、模倣品・海賊版対策の関係府省が一体となって取り組む体制を整備すべきではないか

権利取得や模倣品対策の助言、現地の弁理士・弁護士・調査機関の紹介、個別案件の相談や関係省庁との連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じられる中央・地方・現地における総合的な窓口が必要ではないか

(当局間連携)

(20) 侵害発生国の当局(権利付与官庁、警察当局、税関当局)との連携を具体的に強化すべきではないか

(官民・民民連携)

(21) 官民合同ミッションの実施、侵害発生国の当局への働きかけなどの面での官民・民民の連携をどのように強化すべきか

中小企業・ベンチャーの支援と啓発の強化

(中小・ベンチャー対策)

(22) 中小企業・ベンチャーの海外での権利取得、権利行使についての具体的な支援や啓発を進めるべきではないか

(国民啓発)

(23) 模倣品・海賊版問題に関する国民への啓発・教育を進めるべきではないか

(19) - 模倣品・海賊版対策の関係府省等

関係府省	所掌、所管法律等	模倣品・海賊版対策の専門担当官等
外務省	外交	-
警察庁	警察による国内取締り	不正商品取締官
財務省	税関による水際取締り	知的財産専門官
文部科学省	著作権法	海賊版対策専門官
農林水産省	種苗法	(種苗課)
経済産業省	特許法、商標法、意匠法 不正競争防止法等	模倣品対策担当参事官 (2004年設置予定)
日本貿易振興機構 (JETRO)	模倣品・海賊版対策に関する 情報の提供・個別相談等	知的財産権課

(20) 日本・中国の関係当局

日本	中国
特許庁	工商行政管理局(商標を所管) 知識産権局(特許、実用新案、意匠を所管)
文化庁	国家版權局
警察	公安
税関	海関

(21) - A. 模倣品・海賊版対策関連の主な民間団体

国際知的財産保護フォーラム
海外における模倣品・海賊版問題の調査、官民合同ミッションの派遣、企業間の意見・情報交換等
74団体(各種業界団体、知財関連団体) + 88企業

コンテンツ海外流通促進機構
海賊版対策等のコンテンツビジネスの海外展開の支援
17団体(著作権関連団体) + 20企業

不正商品対策協議会
不正商品の排除等
8団体(反偽ブランド団体、著作権関連団体等)

各業界団体・企業が、複数の民間団体に属している場合あり

(21) - B. 前回の対中国官民合同ミッションの概要

・派遣期間: 2002年12月1日~6日
・参加者数: 民間参加者53名、政府参加者19名、現地参加者等15名 - 合計87名
・団長: 森下国際知的財産保護フォーラム座長(松下電器株代表取締役会長)
・政府代表: 西川経済産業副大臣
・主な訪問先: 国家工商行政管理局、国家知識産権局、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会、国家版權局、広東省・浙江省の関係部局